

## 「刈払機取扱作業員」に対する安全衛生教育開催のご案内

平素より当協会の事業運営につきまして、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

刈払機は、林業だけではなく建設業、造園業、ゴルフ場などで広く使用されていますが、刈払機による作業は、刈払機を保持しながらの立ち姿勢作業、歩行をしながらの作業であり、特に下刈作業での転倒、刈刃の跳ね返りなどにより、刈刃に接触する災害が多くあり、死亡災害に至る場合もあります。

一方、刈払機の使用方法を誤ると、振動障害発生の原因となる恐れもあり、労働衛生の確保という観点からも適切な取扱い方法が求められているところです。

このことから、刈払機取扱作業員に対する安全衛生を確保するため、安全衛生教育の実施方についての通達が厚生労働省より、平成12年2月16日付基発第66号により発出されているところです。

同通達に基づき下記のとおり、安全衛生教育を計画いたしましたのでご案内申し上げます。

### 記

日時	会場	定員	受講料	申込締切
5月23日(金) 10:30~18:00	ダイエープロビンスフェニックスプール 併設会議室 及び 隣接屋外 (長岡市長倉町1338)	36名 (最少開催人員 15名)	会員 10,000円 非会員 12,500円 (税込み)	5/9迄 (または定員満了)

※ 新潟県内の他労働基準協会会員の事業場も会員扱いとなります。

※【必須】申込書提出・お振込み前に、必ず電話にて定員状況をご確認願います。

申込先：長岡労働基準協会（〒940-0029 長岡市東蔵王 2-6-26 吉沢ビル 右棟 3F）

Tel 0258-86-4110 Fax 0258-86-4111

※ 申込書と振込金受領書のコピーを郵送またはFAXで送付して下さい。

振込先：第四北越銀行 神田中央支店 普通預金：0155924 名義：長岡労働基準協会

※ 振込手数料は、振込人様ご負担でお願いします。

講習時間：学科－5時間・実技－1時間

持参品：〔日常で使用している機材〕 ※持参無しでも可（他のグループに入ってもらいます）

① 刈払機 ② 工具 ③ 燃料 ④ 耳栓 ⑤ すね当て

〔実技教育のスタイル〕

① ヘルメット ② 防護メガネ ④ 安全靴若しくは長靴

③ 手袋（「防振手袋」「皮手」「ゴム手」いずれでも可、但し「軍手」は不可）

⑤ タオル ⑥ 作業服（長袖、長ズボンのこと） ⑦ 雨具

その他：(1) 修了者には、修了証を交付します。

(2) 申込者様の御都合により受講を取り止める場合、納付された受講料は原則としてお返し出来ませんのでご了承願います。なお、次回開催以降へのシフト（1回のみ、手数料1,000円）及び受講者を変更（無料）は可能です。

### 「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育」受講申込書

事業場名			受講日	5月23日	区分	会員・非会員
事業場所在地	〒 -			TEL		
				FAX		
受講番号	氏名(生年月日)	刈払機 持参	受講番号	氏名(生年月日)	刈払機 持参	
※	(S・H )	有・無	※	(S・H )	有・無	
※	(S・H )	有・無	※	(S・H )	有・無	

注：※印欄(受講番号)は記入しないで下さい。

〈申込日〉 令和7年 月 日

担当者 部署・氏名

個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については本講習及び修了証の管理以外には使用いたしません